

# ご自宅の耐震診断を無料で受けてみませんか？

～八幡平市木造住宅耐震診断士派遣事業のご案内～

- 八幡平市では、次の要件に該当する住宅を対象に、岩手県木造住宅耐震診断士を無料で派遣し、耐震診断を行っています。※増築した場合は、増築の時期・方法等により対象外となる場合があります。

**対象住宅** 八幡平市内に存する住宅で、以下の要件に全て該当するもの

- ①昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅
- ②在来軸組工法による木造平屋建て又は木造2階建て
- ③過去に当事業に基づく耐震診断を受けていないこと

- 八幡平市木造住宅耐震診断士派遣事業のながれ

## 1. 岩手県木造住宅耐震診断士の派遣をお申し込みください。

次の書類を八幡平市役所建設課に提出し、岩手県木造住宅耐震診断士（以下「耐震診断士」）の派遣をお申し込みください。無料で耐震診断を受けることができます。

【提出書類】・八幡平市木造住宅耐震診断士派遣申込書 ※申込者は住宅の所有者です。

- ・住宅の建築年を確認できる書類（固定資産税課税明細書の写し、登記事項証明書、資産証明書、建築確認通知書、請負契約書など）
- ・住宅の図面 ※図面が無い場合もお申し込みは可能です。

## 2. 耐震診断士の派遣が決定されます。

お申し込みいただいた内容等から、事業の対象となることを市が確認したうえで、「八幡平市木造住宅耐震診断士派遣決定通知書」により、耐震診断士の派遣決定を通知します。

## 3. 調査日の日程調整を行います。

対象住宅の現地調査日を調整するため、市が派遣する耐震診断士から電話にてご連絡いたします。

## 4. 耐震診断士が住宅の現地調査を行います。

耐震診断士が対象住宅に伺い、現地調査を行います。調査では、床下や天井裏の調査も行いますので、住宅内の整理をお願いいたします。

## 5. 耐震診断の結果が通知されます。

耐震診断士が作成した診断結果に基づき、市が「八幡平市木造住宅耐震診断士派遣事業耐震診断結果通知書」により、診断結果を通知します。

- 点検商法・サービス商法にご注意ください。

市が派遣する耐震診断士は「岩手県木造住宅耐震診断士認定証」を携帯していますのでご確認ください。

- 本事業は「一般診断法」により、建物の耐震性能の目安を判断するものです。

耐震改修に必要な「精密診断」とは異なりますので、ご注意ください。